

公共公益施設の町への帰属の手続きについて

開発の検査が完了した後、町へ帰属する物件がある場合は、県の開発行為の完了公告後(神奈川県公報掲載後)帰属の手続きを行ってください。

添付図書一覧表

No.	図書の種類	縮尺	備考
1	公共施設等引継書		第27号様式
2	土地帰属申請書		第28号様式
3	案内図	1/10,000 以上	・開発区域の明示(赤枠)
4	土地利用計画図(竣工図)	1/300 以上	・開発行為等の土地利用の内容すべてを記載 ・各公共施設の位置、形状、幅員等を記載
5	公図の写し		・分筆後のもの
6	地積測量図	1/300 以上	
7	排水出来形図	1/300 以上	・完了検査の結果(管底深さ、マンホールの芯々距離等)を反映したもの
8	全部事項証明書(土地)		・分筆、地目変更後のもの(公共施設により地目が異なるため、都市整備課に確認すること) ・抵当権、先取特権等の担保物権が存在しないこと。
9	所有権移転登記嘱託承諾書		・用紙は町にて配布
10	登記原因証明情報		・用紙は町にて配布
11	資格証明書 (代表者事項証明書) ※ 履歴事項全部証明書等、法人の現在の所在地、代表者を証明できるものなら可)		・土地所有者が法人で、横浜地方法務局西湘二宮支局以外の登録の場合必要
12	印鑑証明書		・横浜地方法務局西湘二宮支局管内に登録のある法人は除く

※ 帰属物件については、全部事項証明書の地積と、地積測量図の面積に差異がないこと。

※ 町が帰属を受けない開発道路(私道)に、下水道を設置した場合、『開発行為等に伴う公共下水道施設設置土地使用承諾書』が必要です。(道路の公図、土地所有者の印鑑証明書を添付の上、下水道課で手続きしてください。)